

第4次春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）についての 市民からの意見公募の結果（案）

平成29年11月16日（木）から同年12月15日（金）まで実施された第4次春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）に対する市民意見公募手続（パブリックコメント）において、市民から提出された意見及びこれに対する当市の考え方を公表します。

- | | | | | | |
|---|--------------------------|--------|----|-----|-----|
| 1 | 意見提出者及び意見の数 | 意見提出者数 | 2名 | 意見数 | 5項目 |
| 2 | 提出された意見及びこれ
に対する市の考え方 | 別紙のとおり | | | |

第4次春日井市障がい者総合福祉計画市民意見公募 提出された意見及び市の考え方（案）

1 計画に対する意見

	区分	意見	考え方
1	1 生活支援	計画相談支援の利用促進の取り組みについて、基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への支援を行うとあるが、たとえ基幹相談支援センターがアセスメントを行っても、指定特定相談支援事業所は最初から聞き取りをしなければ詳細を計画に落とし込むことができないと思う。アセスメントを分担するような表現に感じるが、現実的ではないと思う。	基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターは、アセスメントを分担するのではなく、指定特定相談支援事業所が業務を行うにあたり、困り事があるときに相談を受け、必要な助言を行うことから、ご意見を踏まえ、取り組みを次のように改めます。 「基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への助言を行います。」【P32 ①障がい福祉サービスの充実 イ、P38 ①障がい児支援の充実 イ】
2	2 障がい児の支援	ことばの教室などについて、大変需要のあるところだとは思いますが、児童における発達の凹凸の具体的な支援を盛り込んでほしい。発達や言語に心配のある子どもと親支援に繋がる発達の根拠をアドバイスする機能を、春日井市独自に設置してほしい。	ことばの教室などの障がいのある児童の支援については、それぞれの状況に応じた対応をしていますが、ご意見については、本計画を受けて今後施策を推進する上で留意していきます。
3	2 障がい児の支援	早期療育につなげる支援を行うとあるが、具体的方策が記されていない。早期発見については、検査や医療に関する支援が見当たらない。医療的ケア児以外も専門的検査、発達障がいへのリハビリを盛り込んだ方がよい。早期発見の具体的方策が望まれる。センターの設置数と役割に落とし込めないか。これらの課題解消の推進については、児童発達支援センターに横づけられる相談に、それらの機能を盛り込むことが必要だと思う。	早期発見の取り組みについては、乳幼児健康診査や新生児聴覚スクリーニングの実施のほか、保育士や幼稚園の教諭による気づきが有効と考えています。しかしながら、早期療育のためには保護者の障がい受容が必要であるため、取り組みを次のように改め、引き続き保護者が相談しやすい環境づくりに努めていきます。 「保護者の障がい受容を促し、早期に療育につなげる支援を行います。」【P39 ②障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減 ウ、P43 ①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減 オ】 なお、ご意見については、センターを中核とした支援体制を構築する中で参考とさせていただきます。

	区分	意見	考え方
4	9 差別の解消及び権利擁護の推進	障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施について、記載されている取り組みだけでは発達障がい児者の理解がなかなか進みづらく、感覚過敏に関する本人の障がい配慮などにはつながらず、特に集団で過ごす場面が多い児童への差別解消にはならないと思う。教育現場との連携により、守っていく仕組みを構築することを盛り込んで、その実施によって差別解消を推進すると、相談にも行けない多くの深刻な課題が可視化していくと思う。	教育現場における差別の解消に向けた取り組みについては、学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援するほか、通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習の開催や、小中学校と特別支援学校の交流等を行います。 また、教育現場との連携については重要と考えますので、特別支援教育に携わる教員も地域自立支援協議会へ参画するなど連携方法を検討していきます。

2 その他

	意見	考え方
5	精神障がい者医療費通院（全疾病）助成の届出を出先機関または郵送等のできるようにしてほしい。行政組織規則では、出先機関の事務分掌に「福祉医療費についての届出に関すること」と規定されており、例えば坂下出張所では心身障がい者医療費助成の県外受診届出を受け付けている。しかし、精神障がい者医療費通院（全疾病）助成の受け付けは保険医療年金課の窓口に行かなければならない。	ご意見については、計画作成に関するものではなく、事務の遂行方法に関する提案と考えます。 現状では、精神障がい者医療費については、自立支援医療との関係により制度が複雑であるため、出先機関では受付をしていません。また、郵送での受付については、医療機関の領収書の原本に受付印を押す必要があり、原本の返送に関するトラブルも考えられることから、実施していません。ご意見については参考とさせていただきます。